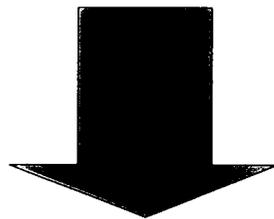


警察における高齢者保護活動等 の推進状況

警察庁生活安全局地域課

① 高齢者保護等への取組み

昭和61年、警察庁において「長寿社会総合対策要綱」を制定



急速に長寿社会へ移行しつつある社会の現状を踏まえ、高齢者の保護及び社会参加を中心とする総合的な長寿社会対策を推進し、国民の期待と信頼に応える。

2 主な実施項目

第1 実態把握活動等の推進

- 実態把握活動の推進
- 関係機関、関係団体等との連携の強化

第2 高齢者の保護の推進

- 防犯活動等の推進
- 独居老人等に対する保護活動の推進
- 相談活動の推進

3 最近の活動事例

○ 「喜の国201(ふれあい)作戦」と称して毎月20日を独居老人宅への巡回連絡の強化日と指定して、個別の防犯指導等を実施。

【和歌山】

○ 交番の警察官が独居老人宅を訪問し、体調や普段の生活、近所との付き合いなどを聞き取り、必要に応じ、離れて暮らす身内へ近況を連絡。【三重】

○ パイロット地区内の社会福祉協議会委員宅を中心にシルバー110番の家を設置し、高齢者からの相談に対応したり、定期的な研修会を実施。【京都】

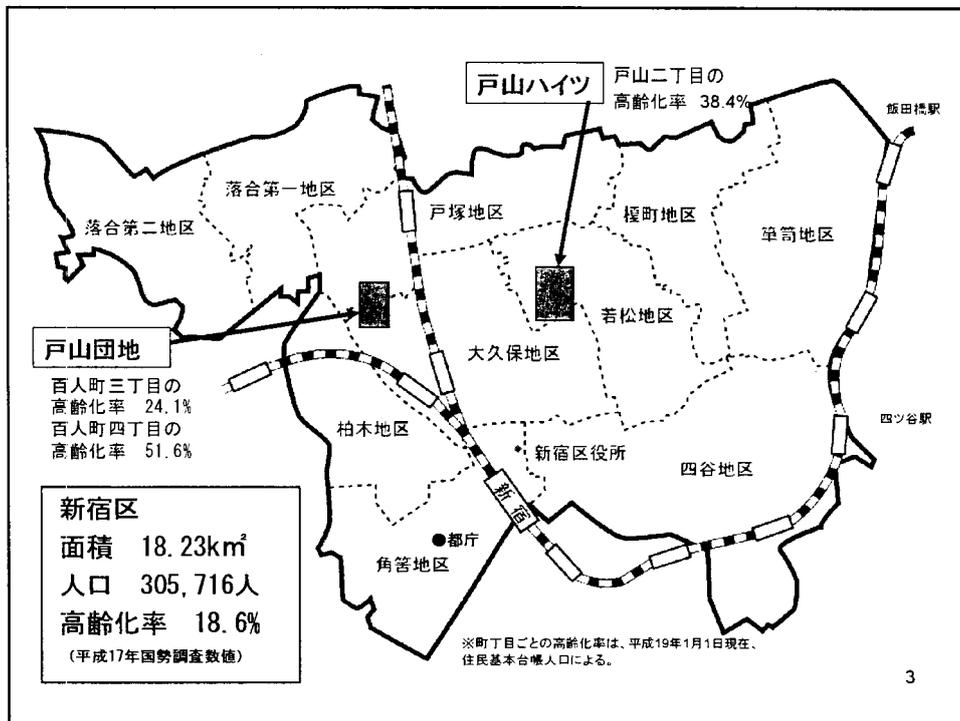
○ 市と警察が協力し、郵便・新聞・牛乳の配達員、電気・ガスの検針員で構成される「見守りネットワーク」を構築し、独居老人の安否等の確認活動を実施。【富山】

新宿区における 孤独死防止への取組み

新宿区 健康部

東京 23 区





全国・東京都・新宿区の高齢者人口

単位: 人

	総数	うち65歳以上		うち75歳以上	
		人数	割合	人数	割合
全国	127,767,994	25,672,005	20.1%	11,601,898	9.1%
東京都	12,576,601	2,295,527	18.3%	977,183	7.8%
新宿区	305,716	56,746	18.6%	25,892	8.5%

平成17年国政調査 第1次基本集計結果 4

全国・東京都・新宿区の単身世帯数、高齢者の率

単位:人

	総数	うち65歳以上		うち75歳以上	
		人数	割合	人数	割合
全国	14,457,083	3,864,778	26.7%	1,966,953	13.6%
東京都	2,444,145	498,443	20.4%	246,757	10.1%
新宿区	98,923	17,237	17.4%	8,543	8.6%

平成17年国政調査 第1次基本集計結果 5

全国・東京都・新宿区の一人暮らし高齢者率

	一人暮らし率	65歳以上	75歳以上
		一人暮らし率	一人暮らし率
全国	11.3%	15.1%	17.0%
東京都	19.4%	21.7%	25.3%
新宿区	32.4%	30.4%	33.0%

平成17年国政調査 第1次基本集計結果 6

高齢者の孤独死防止への取組み

7

取組みの経過

- 高齢者(65歳以上)の独居世帯(17,237人:平成17年度国勢調査)、高齢者のみ世帯(8,543人:同)の増加に伴い、高齢者の孤独死がたびたび報道されるようになっている。
- 区では従来から高齢者の見守りにつながる事業として、地域見守り協力員事業、配食サービス事業、緊急通報システム事業等を実施している。
- 区としては高齢者の見守り体制の更なる充実を図るため、平成18年7月、全庁的な孤独死対策検討会を設けた。

8

孤独死の定義

- 孤独死への対策を検討するには、その対象を明確にする必要があるが、明確な定義はない。介護サービスなど区施策を利用している者や通院している者、家族など見守る者がいる者等他者と一定の接触がある場合、死亡後たまたま暫く発見されないとしても必ずしも孤独死とはいえない。逆に、死亡後1週間程度の発見であっても孤独死とすべき場合もある。自殺を孤独死に含めることも適当でない。
- そこで、孤独死対策の検討に先立ち、区が孤独死対策を講ずべき対象者を「二週間毎程度に見守る者がいない、独居又は高齢者のみ世帯の高齢者」とする。

9

新宿区内における孤独死の実態

- 生活福祉課が把握している近年の孤独死者数は年間約60人から70人程度であり、その3分の2程度は65歳以上である。人口動態統計等データによっても孤独死は100人程度と推測されるが、明確な数字をとらえることは難しい。

10

今後の孤独死対策の考え方

- 日常的に家族や近隣との人間関係がある場合に孤独死に陥る可能性は低い。人間関係が希薄だと異変を誰にも気づかれず、孤独死という結果を招きかねない。
- また、家族や近隣との人間関係を日常生活において持てない、或いは持とうとしない区民も多くなっている。特に、匿名性の高い集合住宅に居住する高齢者は閉じこもりになりやすいとも言われており、高齢化の進む公営住宅等においては、そのリスクが高いと思われる。
- このため、今後このような高齢者に対して何らかの形で見守りのネットワークに入ることを促していく必要があると共に、地域の力による見守りを強めていくことが、孤独死問題解決の基本となると思われる。

11

高齢者の見守り事業

- 配食サービス
- 寝具乾燥消毒サービス
- 緊急通報システム
- 地域見守り協力員
- 高齢者クラブ友愛活動
- 民生委員活動
- 地域包括支援センター等による高齢者相談事業

12

孤独死防止への取組み1

従来の見守り事業に加え、下記事業を実施する。

平成18年度の実施内容

- ゴミの訪問収集の対象拡大と安否確認モデル事業（新宿清掃事務所）
- 高齢者単身世帯見守り事業（生活福祉課）
- 高齢者の孤独死予防に係る広報紙掲載（高齢者サービス課）
- 孤独死を考えるシンポジウム開催（高齢者サービス課）
- 孤独死対策連絡会議の設置（庁内関係課）

13

孤独死防止への取組み2

平成19年度の実施内容

- ゴミの訪問収集による安否確認事業を区内全域に拡大する（新宿清掃事務所）
- 一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配布事業（高齢者サービス課）
- 孤独死を考えるシンポジウム開催（高齢者サービス課）
- 孤独死対策連絡会議を通じた庁内連携（関係各課）

14

旭川市災害弱者緊急通報システム事業
(ホットライン119)

旭川市消防本部

旭川市災害弱者緊急通報システム事業（ホットライン119）の概要

平成2年9月14日稼動

1 目 的

ひとり暮らしの高齢者等（災害弱者）の方々について、火災・急病・事故等の緊急時の連絡体制を確立することにより、これらの方々の日常生活の不安を解消し、人命の安全を確保するとともに救命率の向上や災害による被害の軽減を図ることを目的とするものです。

2 概 要

ひとり暮らしの高齢者世帯などに緊急通報装置（小型の無線発信器・各種センサー（熱・煙・ガス）を含む）を設置して、無線発信器の押しボタンやセンサーなどからの緊急信号を自動的に消防の指令センターへ通報するもので、通報を受けた指令センターでは、通報者の情報が受信装置モニターに表示され、ハンズフリー機能で双方向の通話により通報内容を確認し、状況に応じて救急車や消防車を出動させて対応します。

3 効 果

- ① 緊急通報が自動的に行え、身体障害者（言葉の不自由な方）等の通報も可能
- ② 身体異常時にでも、電話口へ移動しないで通報し指令センターとの会話が可能
（心疾患による発作・脳出血・骨折時などにむやみに動いたり、動かしたりする必要がなくなる）
- ③ 各センサー（熱・煙・ガス）により、留守・就寝時でも災害発生の通報が自動的に行え、消防車の早期出動が可能
- ④ 消防の早期出動が可能となるため、救命率の向上や被害の軽減が期待できる

4 緊急通報装置の設置対象者（無料）

- ① ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）で、身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難な方
- ② ひとり暮らしの重度の身体障害者で、緊急事態に機敏に行動することが困難な方
- ③ ひとり暮らしの者で、突発的に生命に危険な病状が発生する持病を有する方
- ④ 高齢者（65歳以上）のみの世帯で、いずれかの者が寝たきりのために緊急事態に機敏に対応することが困難な方
- ⑤ その他①～④と同等と認められる方

* 設置対象者以外の方でも、通報装置を自費で設置して、システムを利用することができます。

5 緊急通報装置の設置数（平成19年7月31日現在） 5, 264世帯

内 訳

市費設置（無料） 3, 197世帯

平成2年度	360	世帯	平成11年度	290	世帯
平成3年度	640	世帯	平成12年度	73	世帯
平成4年度	670	世帯	平成13年度	73	世帯
平成6年度	73	世帯	平成14年度	73	世帯
平成7年度	273	世帯	平成15年度	73	世帯
平成8年度	73	世帯	平成16年度	73	世帯
平成9年度	73	世帯	平成17年度	80	世帯
平成10年度	40	世帯	平成18年度	0	世帯

寄付採納等 260 世帯

自費設置（市営住宅1, 208世帯を含む） 2, 067世帯

6 設置費助成事業

① 目的

ひとり暮らしの高齢者世帯、身体病弱な高齢者等が同居する世帯に対し、自費で緊急通報システムを設置する場合、設置費用の一部を助成し、これらの方々の日常生活の不安の解消及び人命の安全を確保するとともに救命率の向上及び災害による被害の軽減を図ることを目的とするものです。

② 助成対象世帯

- ・ 65歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯の方
- ・ 65歳以上の身体病弱な高齢者が属する世帯の方
- ・ 身体障害者（1級から3級まで）の属する世帯の方
- ・ その他①～③と同等と市長が認めた世帯の方

③ 助成額

緊急通報システムの通報装置の設置費用の3分の1（千円未満は切り捨て）で、最高限度額が4万円となっています。

旭川市訪問健康相談等推進事業

(あんしん訪問)

旭川市消防本部

旭川市訪問健康相談等推進事業（あんしん訪問）の概要

1 経緯

当本部では、高齢化の進展を見据え、災害弱者（災害時要援護者）の方々にとって、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すため、平成2年度から「災害弱者緊急通報システム事業」を始めました。

また、昭和57年から行ってきました「寝たきり高齢者訪問事業」を平成13年度に「災害弱者訪問サービス事業」として対象者を広げ、防火点検・防火指導を行っております。

さらに、平成15年度からは「訪問健康相談等推進事業」を開始し、防火指導に合わせ、救急の予防という観点から、健康不安を少しでも取り除き、明るく生活できる支援をさせていただいております。

2 事業目的

高齢者の災害弱者に対し、防火指導及び防火点検と併せて保健師による健康相談等を通じ、火災予防はもとより、予防救急や健康上の不安解消などを図り、もって安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的としています。

3 用語の定義

(1) 消防職員等

消防職員、消防団員のほか、ホットライン119の利用機器に関する点検資格者及び安心協力員をいう。

(2) ほのぼのサービス

旭川市災害弱者訪問サービス事業をいう。

(3) バイタルサイン

血圧、脈拍、血中酸素飽和濃度及び体温をいう。

(4) 訪問側通信装置

バイタルサイン測定端末、通信端末及びテレビ電話周辺機器等をいう。

(5) センター側通信装置

訪問健康相談等システムのセンター装置で、通信端末及びテレビ電話周辺機器等をいう。

(6) モニター画面

センター側通信装置と訪問側通信装置のモニター画面をいう。

- (7) ホットライン119
旭川市災害弱者緊急通報システムをいう。
- (8) 相談情報
本事業によって収集された対象者のバイタルサイン測定結果等の各種情報をいう。
- (9) 利用者情報
ホットライン事業の利用者のID、氏名及び住所等の各種情報をいう。

4 従事者

- (1) センター側通信装置担当 保健師の資格を持つ消防職員
- (2) 訪問側通信装置担当 消防職員等2名1組

5 実施内容、方法

- (1) 消防職員等が「ほのぼの訪問」等に合わせ、訪問側通信端末装置を持参し、次のことを実施します。
 - ア 訪問側通信装置を使用し、センター側通信装置との間で動画像・音声を送受信する。
 - イ 訪問側通信装置を使用し、対象者のバイタルサインを測定するとともに、その測定結果をセンター側通信装置へ送信する。
 - ウ 保健師と対象者は、モニター画面を通じ、フェイスtoフェイスでバイタルサイン測定結果を見ながら、健康に関する相談等を実施する。
- (2) センター側通信装置とホットライン119のセンター装置をオンラインで結ぶ事により、次のことを実施します。
 - ア ホットライン119のセンター装置において緊急通報を受信した場合に、相談情報を災害支援情報として瞬時に提供する。
 - イ ホットライン119事業の利用者情報の提供を受け、本事業の相談情報の一部として活用する。

6 対象者

- (1) ホットライン119設置対象者
 - ア ひとり暮らしの高齢者(65歳以上)で、身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難な者
 - イ ひとり暮らしの重度の身体障害者で、緊急事態に機敏に行動することが困難な者

- ウ ひとり暮らしの者で、突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する者
- エ 高齢者(65歳以上)のみの世帯で、いずれかの者が寝たきりのために緊急事態に機敏に対応することが困難な者
- オ その他前各号の者と同等と認められる者

(2) ほのぼのサービス対象者

- ア 満65歳以上の単身世帯生活者
- イ 日常生活について介護を必要とする満65歳以上の者
- ウ 満65歳以上の夫婦等の二人暮らしのうち、一方の同居者が満80歳以上の者
- エ 医師により認知症と診断され、日常生活が困難と思われる満65歳以上の者
- オ 身体、知的、又は精神に障害を有し、その程度が重度の者
- カ その他前各号の者と同等と認められる者

7 実施数

平成15年度	1, 237件
平成16年度	4, 099件
平成17年度	4, 074件
平成18年度	4, 188件

8 今後について

災害時の避難誘導などの活動を円滑に行うためには、地域における高齢者等の災害弱者を普段の生活から支援し、信頼を確保することが必要であり、地域で活動している消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織及び防災ボランティアが主体となり福祉行政と連携を取りながら、本事業を展開して行くものです。

※ 旭川市消防本部では、「高齢者」や「お年寄り」という名称は、人生の先輩に対する呼び方としてふさわしいものではないという考えから、65歳以上の方をスーパーエイジ「年超者」と呼ばせていただいています。

旭川市災害弱者訪問サービス事業

(ほのぼのサービス)

旭川市消防本部

災害弱者訪問サービス（ほのぼのサービス）の概要

1 目 的

年超者等の在宅支援サービスの一つとして、防災対策を核とした幅広い予防行政を行うことにより、年超者等が安全で安心して暮らすことのできるサービスを各関係機関と連携して提供することを目的としている。

2 実施内容

- (1) ほのぼの電話 電話又はFAXにより対象者の様子や防火等の相談を受けたり、災害被害の有無や訪問日を確認
- (2) ほのぼの訪問 対象世帯を訪問し、防火点検や避難の方法等、あるいは不安や悩み事の相談等、広範囲な防災指導を実施
- (3) ほのぼの手助け 暮らしの中の不安や危険を少しでも解消するための応急処置や助言・指導、関係機関への連絡及び福祉情報等を提供
- (4) ほのぼのグッズ 外出先でケガや急病等の緊急事態が発生したとき、家族や関係機関への連絡に役立つ名前や連絡先等が記載できるキーホルダーや、杖や靴等に貼ると交通安全にも役立つ夜光シール等

3 実施方法

- (1) ほのぼの電話により、対象者と防火等の相談や訪問日の確認をする。
- (2) ほのぼの訪問は2名1組で実施する。職員2名又は職員1名に消防団女性分団員又は婦人防火クラブ員1名の組み合わせとし、年1回の訪問を原則とする。
- (3) ほのぼの訪問時、必要に応じて、処置や関係機関への連絡等の、ほのぼの手助けを実施する。また、希望によりほのぼのグッズを配布する。

4 対象者

- (1) 一人暮らしの年超者 満65才以上の年超者の単身世帯生活者
- (2) 在宅寝たきりの年超者 日常生活について介護を必要とする満65才以上の年超者が居住又は同居する世帯
- (3) 年超者夫婦等 満65才以上の夫婦等の二人暮らしの年超者世帯のうち、一方の同居者が満80才以上の世帯
- (4) 認知症の年超者 医師により認知症と診断され、日常生活が困難と思われる満65才以上の年超者が居住又は同居する世帯
- (5) 重度障害者 重度の身体障害を有する者が居住又は同居する世帯
- (6) その他 (1)～(5)の者と同等と認められる者

5 実施数

平成13年度	1, 749件
平成14年度	2, 141件
平成15年度	2, 413件
平成16年度	2, 357件
平成17年度	2, 915件
平成18年度	4, 871件

6 今後について

本事業実施時に、「訪問健康相談等推進事業（あんしん訪問）」も同時に実施し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す。

また、女性消防団員や婦人防火クラブ員のみならず、男性団員、各防火クラブ・団体及びボランティア団体にも参加を働きかけ、隣保共助の精神に基づいた全市的な事業としての展開を図る。

※ 旭川市消防本部では、「高齢者」や「お年寄り」という名称は、人生の先輩に対する呼び方としてふさわしいものではないという考えから、65歳以上の方をスーパーエイジ「年超者」と呼ばせていただいています。

民生委員制度創設90周年活動強化方策

「広げよう 地域に根ざした 思いやり」

—100周年に向けた民生委員・児童委員行動宣言—

平成19年7月

全国民生委員児童委員連合会

はじめに

民生委員制度創設 80 周年であった平成 9 年から現在までの 10 年間は、社会福祉法の改称改正や介護保険法の施行・一部改正、障害者自立支援法の制定など、わが国の社会福祉制度が大きく様変わった 10 年でした。

平成 12 年の民生委員法の改正は、私たち民生委員・児童委員にとって大きな転換となるものでした。それまで民生委員は「保護指導のことに当たり、社会福祉の増進に努めるものとする。」とされていた表現が、「常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行ない、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」とされ、地域住民を保護指導するという考え方から、援助を必要とする者が自立した生活を営むことができるよう支援するという姿勢へと変化しました。それまでも、民生委員・児童委員は、地域の一員として、課題を抱える住民に添いながら支援活動を展開して参りましたが、法改正により、その姿勢が明確にされることになりました。

一方これまでの民生委員に対するイメージは、ともすると高齢者や生活保護世帯の支援をする人というものでしたが、この法改正の趣旨を踏まえながら、また人々の生活観やライフスタイルの変化に対応しながら、地域福祉の推進役として、住民と共に活動を展開してきた結果、実に多様な場面で人々の暮らしを支援する存在となりました。

現在多くの地域で民生委員・児童委員によって取り組まれている「ふれあいいきいきサロン」では高齢者の健康で明るい生活を支え、「子育てサロン」では核家族化が進んだ現代の子育て家庭の育児支援を行ない、日本の少子高齢社会において一定の役割を果たしていると自負するものです。

本会では、民生委員制度創設 90 周年という節目にあたり、こうしたこれまでの取り組みを踏まえつつ、90 周年活動強化方策を策定しました。最近では児童虐待事件や悪質商法被害、自然災害被害、孤独死、児童の犯罪被害など、緊急に対応しなければならない課題が多数あることから、90 周年活動強化方策として、民生委員・児童委員が取り組む必要があると考えられる喫緊の課題を行動宣言として提起し、今後 10 年の活動の方向性と取り組むべき内容を明らかにしました。

この 90 周年活動強化方策は、それぞれの地域の実状に応じて、内容や方法を工夫して、取り組んでいただくことを期待するものです。

これからの 10 年をより良いものとするを願い、地域の安全で安心なまちづくりのために、全国の民生委員・児童委員で取り組んで参りましょう。

平成 19 年 7 月

全国民生委員児童委員連合会
会長 大澤 義行

目 次

民生委員・児童委員「広げよう地域に根ざした思いやり」行動宣言	1
90周年活動強化方策	2
I これまでの10年とこれからの展望	
1. 個人を尊重する社会福祉への取り組み	3
2. 地域社会の変化	6
3. 地域社会に起きている福祉課題 ～つながりが切れゆく社会～	7
4. 民生委員・児童委員の課題	9
II 活動強化方策取り組みマニュアル	
1. 気がかりな人や身近に頼る人がいない地域住民を発見し、進んで声をかけ、相談にのり、福祉サービスにつなぎ、見守るなど継続して支援します	
(1) 発見・声かけ・家庭訪問	12
(2) 住民同士をつなぐ	13
(3) 子育て家庭を支える	14
2. 地域住民の立場に立って、個人の秘密を守り、誠意をもって活動します	
(1) 住民の立場に立つ活動	15
(2) 生活状況把握と守秘義務	16
3. 地域福祉の担い手として、地域を耕し、専門職や福祉の実践者などとともに協働します	
(1) 専門職・実践者をつながる	17
(2) 地域を耕す	18
(3) 仲間で活動する	19
III 資料編	
(1) 活動記録統計データ	21
(2) 過去の周年活動強化方策	25
(3) 民生委員法	27
(4) 児童福祉法	33

民生委員・児童委員「広げよう地域に根ざした思いやり」

行動宣言

- 1. 安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献します**
地域住民がその地域でいつまでも住み続けたいという願いを大切に、行政や社会福祉協議会、町内会・自治会、福祉サービス事業者などと協力して取り組みます。
- 2. 地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し行動します**
一人暮らし高齢者の孤独死の発見は、地域社会に大きなショックが走ります。孤立・孤独を無くすために、地域住民と手をつなぐ取り組みを進めます。
- 3. 児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取り組みを進めます**
児童への虐待や犯罪による被害を防ぐために、行政と緊密に連絡を取り合い、子どもの安全を守る取り組みを進めます。
- 4. 多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます**
複雑で困難な生活課題を抱え、精神的にも経済的にも不安な状態を抱える人を発見し、支援につなげます。
- 5. 日頃の活動を活かし、災害時に要援護者の安否確認を行ないます**
日頃の見守り活動を通じて把握している要援護者の情報を、自然災害発生時の安否確認に役立てる活動の強化を図ります。

平成 19 年 7 月

全国民生委員児童委員連合会

90周年活動強化方策

1. 気がかりな人や身近に頼る人がいない地域住民を発見し、進んで声をかけ、相談にのり、福祉サービスにつなぎ、見守るなど継続して支援します。
 - (1) 何らかの支援が必要な人を見出し、進んで声をかけ、家庭を訪問するなどして、本人や家族の相談にのり、必要に応じて福祉サービスにつなぎ、継続して支援します。
 - (2) 地域社会とのつながりが切れている人や、福祉サービス利用者が、平常時はもとより災害発生時でも安全で安心して住み続けられるよう、住民同士がつながり、協力し合えるように見守り励まして支えます。
 - (3) 児童委員と主任児童委員の連携により、子育てや家族関係を支えるとともに、児童虐待や家庭内暴力の発生予防と早期発見に取り組みます。また、安全見守りパトロールなどを通じて、児童を犯罪の被害から守ります。

2. 地域住民の立場に立って、個人の秘密を守り、誠意をもって活動します。
 - (1) 同じ地域住民の立場に立って、支援を必要とする人々を理解し人権を尊重して、誠意をもって支援します。
 - (2) 日常的な活動で把握した地域住民の個人の秘密やプライバシーを守るとともに、地域住民の利益を守るため、個人情報を適切に取り扱います。

3. 地域福祉の担い手として、地域を耕し、専門職や福祉の実践者などとともに協働します。
 - (1) 行政や社会福祉協議会、自治会、ボランティアなど関係機関・団体と密接につながり、専門職や福祉の実践者などと連携・協働し、地域住民を支えます。
 - (2) 地域福祉の担い手として、地域住民の生活課題を代弁し意見を提案するとともに、住民や関係者の民生委員・児童委員への理解促進に努めます。
 - (3) 民生委員児童委員協議会に集い、委員同士が協力しながら活動を進めます。

平成19年7月

全国民生委員児童委員連合会

I これまでの10年とこれからの展望

民生委員制度創設90周年を記念して、新しい活動強化方策を策定するにあたり、今までの社会福祉制度改革・整備を踏まえ、これからの地域社会の変化を想定して、これからの展望を描きました。

1. 個人を尊重する社会福祉への取り組み

(1) 個人の尊厳の重視

社会福祉基礎構造改革を受けて改称改正された社会福祉法では、福祉サービスは個人の尊厳の保持を大切にすることが規定されました。それは措置制度から個人が契約する制度への変更や、サービスを必要とする人々も地域住民であることを明示した地域福祉の推進などに表れています。

個人の生活観やライフスタイルを尊重するとともに、住み慣れた住宅・地域で可能な限り長く暮らしていけるよう支援することが、現在の福祉サービスの目標です。今後は介護や療養を必要としながらも自ら在宅生活の継続を選ぶ人々、あるいは施設や病院からの勧めで在宅での介護や療養に切り替える人々が増えるでしょう。また、社会福祉施設で生活していた障害者が近隣住民として地域で自立生活を始める状況も一層進んでくるでしょう。

さらに、社会福祉施設のあり方も従来の大規模施設から小規模多機能ケアサービスへと個人の尊厳や日常生活の変化に即応した取り組みが増えることが期待されています。サービスを必要とする人々の権利擁護として成年後見制度や苦情解決、サービスの第三者評価などの取り組みも個人の尊厳という視点からとても大切な仕組みです。

(2) 社会福祉に関係する法律や制度の改革・整備

地域社会の変化への対応として、この10年間で社会福祉に関係する法律や制度の改革や整備が進められてきました。特に、平成12(2000)年にはこれまでの社会福祉のあり方を大きく変える法律の改正が数多く行われました。社会福祉法改称改正や民生委員法改正、介護保険法、児童虐待の防止に関する法律(以下、「児童虐待防止法」)、障害者自立支援法、成年後見制度施行など、これまでの福祉六法中心の社会福祉からいわば社会福祉法を軸とした制度の横断的な連携や窓口を一本化するなど協働型の福祉へと再編が進められてきています。また、介護保険制度などは市町村が保険者になるなど地方分権の考え方も導入されました。地域における社会福祉は地域福祉と位置づけられ、ともすると縦割りに取り組まれていた専門分野の福祉を総合化する改革が進められています。

民生委員制度創設 80 周年以降の主な法制度の変遷	
平成 9 (1997) 年	児童福祉法一部改正 (主任児童委員法定化)
児童福祉法改正	
介護保険法	平成 14 (2002) 年
精神保健福祉士法	ホームレスの自立の支援等に関する 特別措置法
言語聴覚士法	改正ハートビル法 新障害者プラン策定
平成 10 (1998) 年	平成 15 (2003) 年
社会福祉基礎構造改革 (中間まとめ)	支援費支給制度実施
特定非営利活動促進法 (NPO 法)	個人情報保護法関連 5 法
平成 11 (1999) 年	平成 16 (2004) 年
新エンゼルプラン策定	障害者基本法改正
ゴールドプラン 21 策定	児童虐待防止法改正・施行
地域福祉権利擁護事業スタート	平成 17 (2005) 年
男女共同参画社会基本法施行	発達障害者支援法施行
平成 12 (2000) 年	高齢者虐待防止・養護者支援法施行
社会福祉法改称改正	介護保険法改正
民生委員法改正	次世代育成支援対策推進法施行
介護保険法施行	合併特例法終了
交通バリアフリー法	平成 18 (2006) 年
成年後見制度施行 (民法)	障害者自立支援法施行
消費者契約法	災害時要援護者の避難支援ガイドライン
児童虐待防止法	自殺対策基本法
地方分権一括法施行	高齢者障害者移動円滑化促進法 (新バリアフリー法)
社会的援護を要する人々に対する 社会福祉のあり方に関する検討会報告	学校教育法改正
平成 13 (2001) 年	
ICF 国際生活機能分類 (WHO 採択)	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律 (DV 法)	

(3) 民生委員法の改正

社会福祉法の改称改正や介護保険法の施行と同じ平成 12 (2000) 年に民生委員法も改正されました。「保護指導から住民の立場で相談・援助」「生活状況を審らかにから必要に応じて把握」「経営者・ボランティアと連携・支援」などが改正の柱でした。措置から契約の福祉へ移行するためには自立した個

人を支える必要があり、隣人愛を信条とする民生委員・児童委員にその任をあらためて託したともいえます。具体的には改正前の民生委員法における民生委員・児童委員の立場は、支援を必要とする人々に対して「保護指導する」役割でしたが、改正後は「常に住民の立場に立って」活動する役割が明記されました。

また、社会福祉法では「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員」という要支援者を社会的に包み込み支え合う（ソーシャル・インクルージョン）という考えが示されています。つまり、民生委員・児童委員は要支援者を支援する立場にありますが、上や下という関係ではなく同じ地域住民として生活し、対等平等な存在としてお互い助け合いながら共生しているという意識をもつことが大切であるということが示されています。

なお、平成6年に設置された主任児童委員については、平成13（2001）年11月に「児童福祉法の一部改正」で法定化され、子育て支援活動や児童虐待防止活動強化の契機となっています。

（4）福祉の専門職の増加と専門職間の連携の広がり

介護保険制度の導入により福祉の市場化が加速し、福祉従事者も増大しました。かつての福祉サービスは特定の生活課題をもった一部の人々に提供されるサービスでしたが、高齢化が急速に進み、介護が国民全体に必要なものとなったため、誰もが利用する可能性のある一般的なサービスへと変わってきました。従事者としての介護福祉士や訪問介護員資格の養成も拡大され、介護保険におけるケアマネジメント専門職として介護支援専門員も創設されました。

また、介護など福祉サービスの拠点となる地域における基盤整備もすすみ、地域包括支援センターや障害者生活支援センター、あるいは児童家庭支援センターなど専門分野ごとに拠点が整備され、全国一律の制度から、地域の実状に合わせた福祉へと実践の取り組み方も変化してきています。社会福祉援助（ソーシャルワーク）の場面では、専門職がチームを組んで取り組む方法が模索され、ボランティアなど制度化されていない民間の取り組みとしてのインフォーマルな社会資源も、チームの一員として参加する取り組みが広がってきています。民生委員・児童委員はチームの一員として、社会福祉制度の狭間や支援の手が差し伸べられない、何らかの支援が必要な人々を発見し、見守り・支援を行なっていく存在として、注目され、期待されています。

（5）地域福祉を担う住民参加の促進

既成のボランティア概念にとらわれることなく、自由な発想で行われる住民参加による活動も活発化してきました。住民会員制による住民参加型在宅福祉サービスやいつでもどこでも気軽に参加できる「ふれあい・いきいきサロン」など地域課題に対応した市民活動も拡大してきました。

平成 7 (1995) 年に阪神・淡路大震災が起こり、全国から多数のボランティアが被災地に駆けつけ、ボランティア元年と呼ばれるほどボランティア・市民活動が大きく取りあげられました。平成 10 (1998) 年にはこのようなボランティア・市民活動を法定組織として認証する仕組みである特定非営利活動促進法が制定され、特定非営利活動法人 (NPO 法人) が誕生しました。NPO 法人は公認されたボランティア・市民活動として福祉に限らず、教育や文化など様々な分野で活動に取り組んでいます。

2. 地域社会の変化

(1) 地域住民の生活環境や生活スタイルの変化

わが国の総人口は、平成 16 (2004) 年をピークに減少に転じています。世帯数も単身世帯が増加するなど孤立しやすい状況が生まれてきています。近年では団塊世代のリタイアにより新規高齢者が増大し、今後 10 年の高齢社会に大きな影響を与えることとなります。高齢化率は平成 17 (2005) 年に 20.0% にのぼり、平成 37 (2025) 年には 30.0% と予想されています。10 年前の予想では、平成 47 (2035) 年の高齢化率は 27.4% とされていましたが、これをはるかに超えて高齢社会の到来は早まっています。

また、少子化では合計特殊出生率が年々減少の一途をたどっており、平成 17 (2005) 年には 1.26 と過去最低となっています。離婚数も年々増加し、平成 8 (1996) 年には 1 年間の婚姻数の 4 分の 1 だった離婚数が、平成 18 (2006) 年には 3 分の 1 強となっています。子育て家庭をみると、孤立している家庭は 20 年前の倍に、親の育児不安は 3 倍に増加しています。また、半数近くの親が周囲からの声を気にしているなど子育てしにくい状況があります。母子世帯数は、平成 15 (2003) 年の調査では平成 10 (1998) 年に比べ 28.3 % の増加となっており、平均年間収入は 212 万円と低賃金である実態があります。

(2) 市町村合併による地域社会の変化

90 年代、平成のバブルがはじけてからは低経済成長のもとで市町村財政が逼迫し、合併による財政効率が求められてきました。そして、平成の大合併により市町村合併が各地で急速に進められました。町村数は減少する一方、きわめて大きな市が誕生しました。また、行政合併に呼応して民間団体も合

併や再編がすすみました。

この合併により、市町村の面積が増大し、人々の日常の生活圏の距離感が広がってしまいました。きめ細かな行政サービスが行き届く様にすることが難しくなった地域も出てきました。特に編入合併した旧町村部においては、新市にサービスの基準を合わせることにより、それまで旧町村部において実施してきた支援を必要としている人々や世帯に対するきめ細かな支援が困難になる状況が生まれてきています。

大きな市のスケールメリットを活かしながら、小さな地域における福祉活動を再構築する必要があります。また、合併のない小規模の町村においても超高齢化や人口の減少、流出により地域社会の維持が困難な事態に陥りかねません。こうした状況でも地域社会で支えあう仕組みの整備が喫緊の課題です。

3. 地域社会に起きている福祉課題 ～つながりが切れゆく社会～

(1) 孤立し、疎外された地域住民

現代は複雑で重度化した課題を抱えた人々が多くなってきています。これらの問題は、決して特別な家庭に起きるものではなく、サポートが気軽に得られない、求められないなど小さなきっかけから、誰でも陥ってしまう可能性がある問題です。些細な家庭内のトラブルが大きなストレスとなって、高齢者虐待や児童虐待、ドメスティック・バイオレンスなどの暴力や、うつ状態など精神面の不安定さを引き起こすなど様々な問題へと発展することもあります。結果として、生活問題が顕在化しないまま、事件や事故が人知れず密室の中で起きてしまう事態が生まれてきています。児童虐待や高齢者虐待、介護心中、孤独死や自殺など地域社会が手をさしのべれば命を落とさなくてもすんだかもしれない事案が後を絶ちません。

また、不登校や引きこもり、その他様々な課題を抱える人々は、周囲の支援を拒否することもしばしばあります。支援を受けること自体が簡単にできることではなくなっているのです。地域住民や専門職の関わりそのものを拒否する人々が存在することは、地域の課題でもあります。日頃から地域住民同士が交流を深め、信頼関係を積み重ねていくことが不可欠です。

さらに、社会福祉制度の狭間にあって、かつ専門職でも発見できない故にサービスを受けることが困難な人々がいます。このような人々を地域のなかでどのように発見し、サポートしていくのか、制度を拡充したり、現状に制度がないのであれば新たに地域で支援の仕組みを創り出すことも含めて、地域でしかできない支援を考える必要があります。

(2) 日本人の意識が変りつつある社会

経済状態が好転したと言われてはいますが、失業率は平成 14 (2002) 年に 5.4%のピークに達しています。特に若者の転職や非正規就業が増え、フリーター (パートやアルバイトなど正規雇用以外の就労形態で生計を立てている人) が社会問題になっています。フリーターは平成 17 (2005) 年には前年度より減少したものの、10 年前より倍増し、未婚者も多い傾向にあります。パートやアルバイトなど非正規雇用者の年間収入は 50~99 万円が最も多くなっています。また、近年ではワーキングプア (働く貧困層) といわれる低所得の問題、つまり貧困問題もあらためて注目されてきています。また、路上生活を余儀なくされるホームレスの問題も見過ごすことはできません。

さらに、一人暮らし高齢者や児童など社会的に弱い立場の人々をねらって金品や命を脅かす事件が多発しています。面白半分に児童に危害を加える事件や一人暮らしで判断能力が不十分な高齢者や障害者をねらって高額商品を売りつける悪質商法などの被害が拡大しています。本来、社会がその人権を尊重して支援や見守りをしなければならない人たちが、心ない人たちの犠牲となっています。

(3) 匿名化する地域社会

家族形態が縮小して単身世帯が増加している一方で、都市部においては高層の大型集合住宅が増加してきています。人間関係が希薄化してきており、自分のおかれている状況がどうなのか、他者はどうなのか、日常生活レベルで起きる問題にどのように対応しているのかなどを知りあったり、確認しあったりするような交流や機会が少なくなっています。自身の問題性に気づかないことも往々にしてあります。

また、民生委員・児童委員が家庭を訪問しても受け入れられないケースも少なくありません。自治会・町内会に加入しない人も増えてきているなど、地域住民がお互いに無関心で日常的なつながりも薄くなってきている現状もあります。

一方、インターネットによる電子商取引の急増などにより、個人情報悪用する事件が発生しています。平成 15 (2003) 年の個人情報保護法は、大量の個人情報を扱う業者の適切な情報管理を規制したものです。そのため、介護保険など顧客データを大量に保有する行政や事業者は、個人情報を保護するため外部へのデータ提供を行わない状況になっています。一方、社会福祉の相談や支援は本人や家族の困っている状態を情報として知るところから始まります。支援を必要とする人々の情報は具体的な関わりをもつときには必要であり、情報を得られないことにより支援ができない事態も生じてきてい

ます。

また、現代社会は個人のプライバシーを尊重するあまり、他者からの干渉に極端に神経質になり他者との関わりを拒む人々も少なくありません。価値観の多様化により、地域として問題を共有することが難しくなり、周りから問題が見えにくく孤立した状態になりがちです。このような問題に対応するとき、行き過ぎた個人情報保護やプライバシー保護が壁となり周囲の人々が関わることも困難になっています。地域住民として支援することができずに、苦悩する状態に陥ることも少なくなく、問題はますます深刻化しています。

4. 民生委員・児童委員の課題

(1) 民生委員の法的位置づけと諸制度との関係

民生委員は民生委員法で、児童委員は児童福祉法でそれぞれ規定されています。また、地方自治法の委員として特別職の地方公務員とも見なされています。したがって、性格としては福祉に協力する公的責務を帯びた委嘱ボランティアとすることができます。そのため、民生委員・児童委員の協力を規定している法律や制度は多岐にわたります。生活保護法や老人福祉法など福祉に関する法律をはじめ、学校保健法施行令など教育分野においても民生委員・児童委員の協力が要請されています。また、最近では児童虐待防止法やホームレス自立支援、災害時要援護者避難支援ガイドライン、多重債務問題解決プログラムなど具体的な支援に期待が高まってきています。

民生委員・児童委員には、このような社会的な要請がありますが、一方で、介護保険制度など福祉改革により行政自体の事務が大きく変わってきています。例えば、老人福祉法は介護保険制度ができるまでは市町村が特別養護老人ホームへの入所措置やホームヘルパーの派遣決定などを行っていたので、地域の実情に詳しい民生委員・児童委員に要援護者の支援協力を求める必要がありました。しかし、介護保険制度ではサービスの決定は本人と事業者との間で結ばれ、行政の関与はほとんどなくなりました。したがって、老人福祉法に規定されている民生委員・児童委員の協力についても、各地で行われる一人暮らし高齢者実態調査などになってきています。

民生委員・児童委員の職務として、旧来の法律で規定していた措置に伴う協力事務は減少し、児童虐待や災害時支援など緊急な対応を必要とする社会的な課題への具体的な行動として期待されてきています。この90周年を機に、行政との関係において、行政・民児協双方の意思伝達の窓口（担当者）を一本化し、確実に連携・協働できる体制を整理するなど具体的な方法について、検討することも必要です。

(2) 適任者を得る推薦体制の整備

民生委員・児童委員が適切な相談支援活動を進めるためには、ある程度の経験が求められ、まず現任の委員が継続することが大切です。しかし、退任しなければならない場合もあり、この場合に誰に引き継いでもらうかが問題になります。

平成17(2005)年に全国民生委員児童委員連合会が実施した「民生委員・児童委員活動および民児協活動に関する意識調査」では、新任委員の多くがその役割や活動内容を説明されていないという事実が明らかになりました。

「月に1回定例会に出席すればいい」という程度の説明しか受けていない委員が、家庭訪問などに積極的に出かけることは難しいでしょう。

このような状況を改善するには、推薦時の方法を検討する必要があります。推薦に携わる人は、民生委員・児童委員の役割とその活動を正確に理解し「適任者」を見つけることが求められます。

このことについて市町村は、地域の取りまとめ役の人に推薦手続きの説明をするだけでなく、地域住民に対し、民生委員・児童委員の役割と活動内容を正確に伝え、取りまとめ役が「適任者」を推薦しやすい環境を整えることも必要です。また、民生委員・児童委員候補者に対しても、民生委員・児童委員の役割と活動内容を十分に伝えることが必要です。

さらに、市町村は当該地域で民生委員・児童委員が取り組まなければならない課題や民生委員・児童委員の役割などを文書やチラシで地域に周知し、民生委員・児童委員が活動しやすい環境を作ることに取り組まなければなりません。

(3) 民生委員・児童委員活動のやりがいを高める

民生委員・児童委員活動をシンプルに言い表せば「隣人として気がかりな人に声をかけ、家庭を訪問しドアをノックして、話を聴く」ということができます。しかし、先の意識調査ではこうした活動に負担や戸惑いを感じる民生委員・児童委員もいることが分かりました。その要因として、①地域住民が民生委員・児童委員の活動を知らないこと、②個人情報保護の壁に阻まれ、気がかり世帯の情報が不足していること、③関わりを拒む人、コミュニケーションが取り難い人への対応、④女性委員の男性宅への訪問、またはその逆のケースでの訪問のしづらさ、⑤困難ケースにおいて、専門職との連携がないままで活動することの不安、などがありました。

これらへの対策を一つひとつ考え解決していくとともに、民生委員・児童委員活動での成果や活動の充実感、地域での高い評価などのやりがいをPRし、民生委員・児童委員個人を積極的に励ますことも大切です。

なお、民生委員・児童委員あるいは民児協が取り組むべき役割について、基本的には全国で共通な役割がありますが、高齢化や都市問題、歴史的な背景、自然や地理的条件などにより地域特有の問題が生じる場合もあります。共通する役割や地域特性による活動を総合的に検討して優先順位をつけて取り組むなどの工夫も必要でしょう。

Ⅱ 活動強化方策取り組みマニュアル

1. 気がかりな人や身近に頼る人がいない地域住民を発見し、進んで声をかけ、相談にのり、福祉サービスにつなぎ、見守るなど継続して支援します。

発見・声かけ・家庭訪問

(1) 気がかりな人や身近に頼る人がいない地域住民を発見し、進んで声をかけ、家庭を訪問して本人や家族の相談にのり、必要に応じて福祉サービスにつなぎ、継続して支援します。

①気がかりな人や身近に頼る人がいないなど、孤立や孤独に陥りやすい地域住民を発見し、日常的に声をかけ、家庭を訪問します。(発見・声かけ・家庭訪問)

地域で気がかりな人を発見するとともに、声をかけ、必要に応じて家庭訪問するなど問題の早期発見や安心した生活をおくるための支援を行ないます。福祉サービスを利用している家庭を訪問し、様子を見るなど変化を素早くキャッチします。

②多くの福祉課題を抱える生活困難家庭を、訪問方法を工夫しながら、粘り強く接します。(リスク軽減)

女性単身者や暴力的な態度や言動のある家庭、複数の問題を抱えた家庭などを一人で訪問するときには生じる不安や戸惑い、身の危険などのリスクを家庭訪問の方法を工夫することにより軽減します。複数の委員により担当する方法や専門職の同行なども検討します。

③親身に相手の気持ちに寄り添って相談にのります。(尊厳保持)

個人の尊厳を保ちながら、親身に、相手の気持ちを第一に考え、良き理解者として寄り添い、相談にのります。相手の態度や言葉を批判することなく、分け隔てなく、うわさに惑わされず、ありのままを受け止めます。

住民同士をつなぐ

(2) 地域社会とのつながりが切れている人や、福祉サービス利用者が、平常時はもちろん災害発生時でも安全で安心して住み続けられるよう、住民同士がつながり協力し合えるように見守り励まして支えます。

- ①地域住民がつながる活動に協力し、気がかりな人や身近に頼る人がいないなど、孤立や孤独に陥りやすい人を支えます。(孤立・孤独の防止)

地域住民がお互いにつながる活動として取り組まれている見守りやふれあい・いきいきサロン、地域安全ネットワークなどに協力し、誰の支えもなく孤立し孤独になっている人が、生活に不安を感じたり、事故や悪質商法被害などに巻き込まれることを防ぎます。

- ②要援護者(一人暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦世帯、障害者がいる世帯など)支援のため、災害時一人も見逃さない運動に取り組みます。(災害時支援)

地震や風水害、雪害などの自然災害が発生したときに、自力で避難や移動が困難な人や障害者、日常会話が十分にできない外国人など災害時要援護者を支援します。委員自身の災害時の備えを整えるとともに、民児協としての点検活動や緊急時の連絡網の整備に取り組みます。

- ③地区社協や自治会などが取り組んでいる地域住民同士がお互い支えあう活動としての福祉委員や協力員などと協力して、地域住民の見守りやつながりを支援します。(ボランティアとの協働)

きめ細かな地域住民同士のつながりを実現するために、福祉協力員や福祉委員など民生委員・児童委員活動とともに小地域福祉活動に協力する福祉組織の設置を検討します。

子育て家庭を支える

(3) 児童委員と主任児童委員の連携により、子育てや家族関係を支えるとともに、児童虐待や家庭内暴力の発生予防と早期発見に取り組みます。また、安全見守りパトロールなどを通じて、児童を犯罪の被害から守ります。

①子育て家庭を理解し、一人親家庭や妊産婦などを含めた子育て家庭を支援し、児童の心身の健康を増進し、社会的適応能力を高め、情操を豊かにします。(子育て支援活動)

子育てのしにくさなどや孤立など地域での子育て環境の問題を理解し、児童委員と主任児童委員が連携して、子育てサロンの立ち上げや運営、学童保育や図書館活動など直接親子を支援する活動に協力することにより、昔ながらの遊びの紹介や親・児童の交流の促進、乳幼児の親の相談、防犯など子どもたちの健やかな育ちの環境をつくります。

②子育て支援や児童健全育成、虐待防止を進めるため、また、児童を犯罪被害から守るため、主任児童委員を中心にして学校やPTA、児童相談所など関係機関・団体と連携します。(児童の安全見守り)

子育て支援や児童健全育成の推進、虐待防止への協力、児童を犯罪被害から守る等のため、主任児童委員は単位民児協の地域および周辺地域における学校やPTA、保育所、幼稚園、児童相談所、児童家庭支援センター、保健センター、市町村行政、病院・診療所などと連携します。また、関係機関・団体への訪問や会議への出席を通じて、その構成員と親交を深め、連携しあえる関係をつくります。

③児童虐待の発生予防や、虐待家庭の早期発見や早期対応、見守りなどに協力します。(児童虐待の防止)

住民による児童虐待通告の仲介や専門職に同行しての立ち入り調査や情報提供、見守りなどに協力するとともに、市町村が行なう乳幼児健診の未受診家庭を訪問するなど児童虐待の早期発見や予防などの取り組みに協力します。また、民児協として要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止ネットワーク)に積極的に参加します。

2. 地域住民の立場に立って、個人の秘密を守り、誠意をもって活動します。

住民の立場に立つ活動

(1) 同じ地域住民の立場に立って、支援を必要とする人々を理解し人権を尊重して、誠意をもって支援します。

①個人の尊厳を重視し、利用者保護など人権擁護に努めます。(人権尊重)

ノーマライゼーションの理念を理解し、自分と異なった生活スタイルや障害のある人々等に対して、人権に配慮し、同じ地域に暮らす住民として支え合う関係を築きます。

②社会福祉を増進するために、地域住民とともに活動します。(住民連帯)

民生委員・児童委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱を受けた存在で、地域住民の立場から、社会連帯の考え方を基本に、住民とともに地域福祉の推進に取り組む者です。地域に根ざしたまちづくりに地域全体で取り組むよう促します。

③支援を必要とする人々の立場を尊重し、住民の理解を進めます。(福祉に対する住民理解の促進)

支援する者とされる者という関係ではなく、対等な立場で相手を尊重します。福祉に関する支援を必要とする人々の立場を代弁し、地域住民に理解してもらうよう働きかけます。高齢者や障害者、子ども、外国人等が、地域で暮らしていくことに対して、地域住民の理解を促します。

生活状況把握と守秘義務

(2) 日常的な活動で把握した地域住民の個人の秘密やプライバシーを守るとともに、地域住民の利益を守るため、個人情報を適切に取り扱います。

①必要に応じて生活状況を適切に把握します。(ニーズ把握)

民生委員・児童委員の判断や福祉専門職からの調査依頼など必要に応じて、支援を必要とする人々の生活状況(ニーズ)を把握します。把握した内容を個別に記録するカードとして福祉票を作成し、支援に役立てます。

②個人情報の保護とプライバシーに配慮します。(個人情報保護)

支援を必要とする人々の個人情報は適切な方法により把握、管理するなど保護します。また、プライバシーに十分に配慮し、興味本位や必要以上に個人から情報を求めることはしません。

③知り得た秘密は他に漏らさないことを誓います。(守秘義務)

家庭訪問での生活状況の把握をはじめ委員同士の情報交換、専門機関からの情報提供などにより知り得た個人の秘密は絶対に他に漏らしません。本人の支援に役立つ場合のみ、本人の同意を得たうえで、他の民生委員・児童委員や行政、社会福祉協議会、専門機関と情報を共有します。

3. 地域福祉の担い手として、地域を耕し、専門職や福祉の実践者などとともに協働します。

専門職・実践者をつながる

- (1) 行政や社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体など関係機関・団体と密接につながり、専門職や福祉の実践者と連携・協働し、地域住民を支えます。

- ①身近な社会資源を調べ、専門機関・団体の活用や連携に努めます。(社会資源の把握)

支援の必要な個人や家族が活用できる身近な社会資源を調べます。市町村行政や社協、保健センター、障害者生活支援センター、児童相談所や福祉事務所、児童家庭支援センター、地域包括支援センターや福祉施設、サービス事業者、医院・診療所、保育所、幼稚園、学校、児童青少年育成団体、ボランティア・NPO団体、などを把握し、活用や連携に努めます。

- ②関係機関・団体と支援目標を共有し、連絡を取り合いながら協働します。(関係者との連携・協働)

支援が困難な地域住民に関わる場合は、関係している専門機関や団体と連携・協働します。専門職との話し合いや情報提供を通じて、支援方法や目標を理解し、共有します。また、定期的に連絡を取り合い、本人や家族の状況を確認するとともに、よりよい支援方法を検討します。

- ③必要に応じて、専門職がいる関係機関・団体と連携し、専門的助言を得ながら地域住民の支援に取り組みます。(専門職との連携)

児童虐待や高齢者虐待、精神障害、複数の課題を抱えた人々や家族を支援するためには、より専門的な視点や指導が必要です。関係機関・団体の専門職と連携し、適切な指導・助言を受けながら、地域住民の支援に取り組みます。

地域を耕す

(2) 地域福祉の担い手として、地域住民の生活課題を代弁し意見を提案するとともに、住民や関係者の民生委員・児童委員への理解促進に努めます。

①行政とのパートナーシップを確立し、住民の立場で新しい地域福祉を実践します。(地域福祉実践)

行政と対等平等のパートナーシップを築き、行政協力活動と自主活動とを切れ目なく展開する多面的な地域住民支援活動を、住民の立場で行政やサービス事業者、ボランティアなどの実践者とともに創りあげ、実践します。

②住民の抱える課題を関係機関・団体などに伝え、適切な対応を促します。(代弁・意見具申)

住民の立場で把握した個別ニーズおよび地域ニーズを、必要に応じて行政や専門機関に伝え(当事者の代弁)、民児協として適切な対応を促すとともに具体的な解決方策を提案します(意見具申)

また、地域福祉計画や地域福祉活動計画など福祉計画の策定に積極的に参画し、意見を述べるとともに、合意形成や計画実施に協力します。

③住民の理解を促進するため、積極的なPR活動を展開します。(住民理解促進)

民生委員・児童委員が地域住民の理解を得ながら活動できるように、民生委員・児童委員制度や実際の活動内容などを地域住民に周知します。自治会・町内会の会議や回覧板、インターネットなどによりPR活動を展開します。その際、住民のプライバシーには十分に配慮します。

④民生委員・児童委員の適任者を推薦できるシステムを検討します。(適切な推薦方法)

改選期や任期途中の補充において新任委員を推薦する際には、地域福祉実践に積極的に貢献できる適任者を推薦できるよう推薦会を充実するとともに、推薦システムを検討します。また、民生委員・児童委員の候補者には、推薦会に携わる人から民生委員・児童委員の活動内容や職務をきちんと説明します。

仲間で活動する

(3) 民生委員児童委員協議会に集い、民生委員・児童委員同士が協力しながら活動を進めます。

- ① 民生委員・児童委員同士が民生委員児童委員協議会をチームとして相互に高め合いながら活動します。(民児協内の連帯)

仲間として民生委員・児童委員それぞれの社会経験を相互に理解、尊重し、支え合い、励まし合う関係をつくり、一人ひとりの意見を大切にします。活動面では、民生委員・児童委員がお互いにもっている情報と経験と考えを出し合い、共有し、引き継ぎ、意思統一し、民生委員児童委員協議会が一丸となって活動します。また、特定の民生委員・児童委員に負担が偏らないようにします。

- ② 民生委員児童委員協議会では「自ら学ぶ」「仲間と学ぶ」「参加して学ぶ」という視点を踏まえつつ経験段階に応じた体系的な研修を行ないます。また、困難ケースは事例検討会を開くなど組織として対応します。(学習による委員支援)

住民の立場で支援するために自己を高め、日々の活動を効果的に進めるために学習は欠かせません。全民児連で提唱する「自ら学ぶ」「仲間と学ぶ」「参加して学ぶ」という視点を踏まえ、新任、中堅、会長、主任児童委員など時期や役割に応じた組織的体系的な研修を行ないます。また、特に問題が重く一人で判断できない事案は、仲間の意見や先輩の経験、専門職のアドバイスを聞く場として事例検討会を開催し、解決策を検討します。

- ③ 全国の民児協、民生委員・児童委員とつながり、支え合います。(全国ネットワーク)

全国ネットワークの民児協組織(単位一市町村一都道府県一全国)としてのスケールメリットを活かして、委員活動の成果や課題を共有し、民児協同士、民生委員・児童委員同士の切磋琢磨や支え合いを進めます。また、インターネットによる情報収集や提供、相互交流のシステムとしてエムジェイアシストを活用します。

Ⅲ 資料編

- (1) 活動記録統計データ
- (2) 過去の周年活動強化方策
- (3) 民生委員法
- (4) 児童福祉法

(1) 活動記録統計データ

【注】

①本資料の出典について

本資料の出典については、平成12年までは「社会福祉行政業務報告(厚生省報告例)」、平成13年以降は「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」である。

②集計項目について

平成14年度に活動件数の集計項目が変更されている。このため、一部図表は、平成13年以前のものと平成14年以降のものを分けて表示している。

民生委員・児童委員の活動件数の推移(各年度末)

表1 一人当たりの活動件数の推移

上段: 件数
下段: 指数

		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
民生委員 総数	件数	209,300	210,271	214,926	215,269	215,444	224,032	224,402	224,582	226,914	226,613
	指数	100.0	100.5	102.7	102.9	102.9	107.0	107.2	107.3	108.4	108.3
相談・ 支援件数	1人 当たり 件数	68.1	66.9	64.9	60.2	61.1	56.2	39.8	38.6	36.2	35.0
	指数	100.0	98.2	95.3	88.4	89.7	82.5	58.4	56.7	53.2	51.4
全体 件数	件数	14,248,693	14,058,182	13,938,264	12,964,820	13,171,242	12,581,560	8,933,604	8,671,567	8,114,062	7,848,556
	指数	100.0	98.7	97.8	91.0	92.4	88.3	62.7	60.9	56.9	55.1
活動件数 等 その他	1人 当たり 件数	160.8	161.1	174.3	167.3	168.1	169.4	93.5	95.8	95.5	101.5
	指数	100.0	100.2	108.4	104.0	104.5	105.3	58.1	59.6	59.4	63.1
全体 件数	件数	33,664,168	33,873,284	37,464,894	36,014,914	36,219,518	37,957,373	20,973,245	21,505,772	21,420,780	22,785,853
	指数	100.0	100.6	111.3	107.0	107.6	112.8	62.3	63.9	63.6	67.7
合計 活動件数	1人 当たり 件数	228.9	228.0	239.2	227.5	229.3	225.6	133.3	134.5	131.6	136.5
	指数	100.0	99.6	104.5	99.4	100.2	98.6	58.2	58.8	57.5	59.6
全体 件数	件数	47,912,861	47,931,446	51,403,158	48,979,734	49,390,760	50,538,933	29,906,849	30,177,339	29,534,842	30,634,409
	指数	100.0	100.0	107.3	102.2	103.1	105.5	62.4	63.0	61.6	63.9

図1 一人当たりの件数の推移

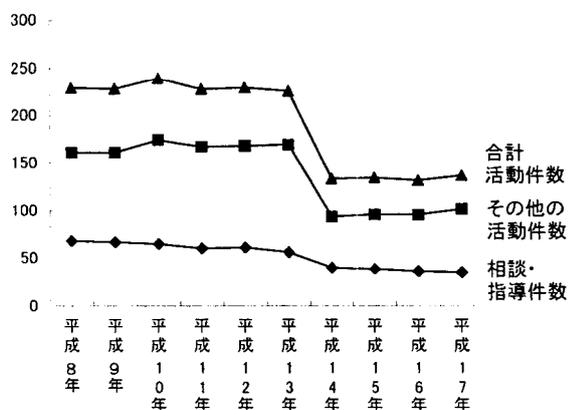


図2 合計活動件数の推移

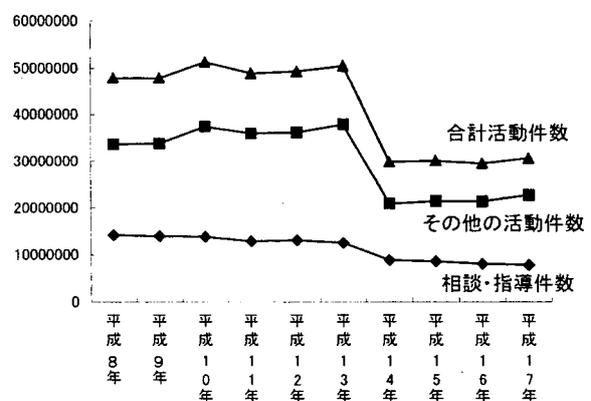


表2 問題別相談指導件数の推移

上段: 件数
下段: %

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
地域福祉・在宅福祉	3,755,836 26.4	4,034,638 28.7	4,292,500 30.8	4,416,995 34.1	4,706,880 35.7	4,550,928 36.1
家族関係	796,769 5.6	776,661 5.5	721,668 5.2	688,198 5.3	702,282 5.3	677,722 5.4
住居	414,622 2.9	395,268 2.8	371,773 2.7	352,445 2.7	352,925 2.7	333,753 2.7
健康・保健医療	2,768,063 19.4	2,613,439 18.6	2,419,350 17.4	2,145,680 16.6	2,061,699 15.7	1,864,058 14.8
仕事	387,301 2.7	358,907 2.6	353,441 2.5	312,453 2.4	302,389 2.3	286,085 2.3
生活費	959,293 6.7	934,502 6.6	939,563 6.7	894,799 6.9	885,325 6.7	829,793 6.6
年金・保険	388,302 2.7	371,181 2.6	375,058 2.7	322,968 2.5	313,202 2.4	252,655 2.0
非行・養護・健全育成	663,289 4.7	704,866 5.0	658,892 4.7	682,876 5.3	727,092 5.5	752,367 6.0
生活環境	815,585 5.7	800,466 5.7	749,932 5.4	694,650 5.4	694,920 5.3	669,244 5.3
その他	3,299,633 23.2	3,068,254 21.8	3,056,087 21.9	2,453,756 18.9	2,424,528 18.4	2,364,955 18.8
合計	14,248,693 100.0	14,058,182 100.0	13,938,264 100.0	12,964,820 100.0	13,171,242 100.0	12,581,560 100.0

			平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	
相談・支援件数	内容別相談支援件数	在宅福祉	件数	1,820,607	1,638,199	1,413,592	1,172,488
		内訳%	20.4%	18.9%	17.4%	14.9%	
		介護保険	件数	586,553	492,523	407,566	360,352
		内訳%	6.6%	5.7%	5.0%	4.6%	
		健康・保健・医療	件数	908,423	853,433	756,201	687,836
		内訳%	10.2%	9.8%	9.3%	8.8%	
		子育て・母子保健	件数	314,327	285,111	276,088	271,444
		内訳%	3.5%	3.3%	3.4%	3.5%	
		子どもの地域生活	件数	415,403	448,131	453,474	544,503
		内訳%	4.6%	5.2%	5.6%	6.9%	
		子どもの教育・学校生活	件数	455,780	462,524	439,576	449,377
		内訳%	5.1%	5.3%	5.4%	5.7%	
		生活費	件数	638,008	569,193	487,546	429,400
		内訳%	7.1%	6.6%	6.0%	5.5%	
		年金・保健	件数	140,801	125,205	107,663	92,510
		内訳%	1.6%	1.4%	1.3%	1.2%	
		仕事	件数	155,225	141,100	124,895	105,041
		内訳%	1.7%	1.6%	1.5%	1.3%	
		家族関係	件数	391,715	365,073	330,492	311,503
		内訳%	4.4%	4.2%	4.1%	4.0%	
住居	件数	203,523	195,389	184,023	168,428		
内訳%	2.3%	2.3%	2.3%	2.1%			
生活環境	件数	346,054	342,178	323,890	323,152		
内訳%	3.9%	3.9%	4.0%	4.1%			
日常的な支援	件数	995,913	1,180,624	1,230,474	1,347,853		
内訳%	11.1%	13.6%	15.2%	17.2%			
その他	件数	1,561,272	1,572,884	1,578,582	1,584,669		
内訳%	17.5%	18.1%	19.5%	20.2%			
合計	件数	8,933,604	8,671,567	8,114,062	7,848,556		
内訳%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
指数	100.0	97.1	90.8	90.5			
一人当たりの相談支援件数	件数	39.8	38.6	35.8	34.6		
委員数	224,402	224,582	226,914	226,613			
指数	100.0	97.0	89.8	89.7			

表3 関係制度別相談指導件数の推移

上段:件数
下段: %

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
生活保護	1,130,133 7.9	1,116,657 7.9	1,093,227 7.8	1,079,456 8.3	1,062,291 8.0	1,014,668 8.1
老人福祉	6,920,442 48.6	6,807,854 48.4	6,830,938 49.0	6,241,831 48.1	5,891,094 44.7	5,543,280 44.1
身体障害者福祉	841,836 5.9	802,381 5.7	729,965 5.2	666,246 5.1	600,872 4.6	531,337 4.2
知的障害者福祉	222,592 1.6	215,748 1.5	197,578 1.4	183,588 1.4	196,179 1.5	183,737 1.5
児童福祉	840,887 5.9	865,717 6.2	803,765 5.8	821,987 6.3	866,281 6.6	904,066 7.2
母子・父子福祉	422,576 3.0	414,706 2.9	386,822 2.8	363,613 2.8	365,520 2.8	351,416 2.8
老人保健	658,641 4.6	706,340 5.0	719,251 5.2	768,382 5.9	686,106 5.2	625,091 5.0
母子保健	135,728 0.9	135,736 1.0	126,899 0.9	116,847 0.9	113,776 0.9	105,561 0.8
精神保健	142,666 1.0	148,478 1.1	143,549 1.0	162,779 1.3	159,329 1.2	154,162 1.2
介護保険	—	—	—	—	747,018 5.7	659,883 5.2
生活福祉資金・その他の援護資金	625,481 4.4	600,113 4.3	593,694 4.3	517,388 4.0	492,656 3.7	453,625 3.6
その他	2,307,711 16.2	2,244,452 16.0	2,312,576 16.6	2,042,703 15.8	1,990,120 15.1	2,054,734 16.3
合計	14,248,693 100.0	14,058,182 100.0	13,938,264 100.0	12,964,820 100.0	13,171,242 100.0	12,581,560 100.0

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	
分野別 相談 支援 件数	高齢者に関すること	件数	4,906,776	4,798,344	4,492,572	4,283,072
		内訳%	54.9%	55.3%	55.4%	54.6%
	障害者に関すること	件数	764,132	709,669	615,248	567,396
		内訳%	8.6%	8.2%	7.6%	7.2%
	子どもに関すること	件数	1,304,314	1,334,057	1,299,033	1,397,340
		内訳%	14.6%	15.4%	16.0%	17.8%
	その他	件数	1,958,382	1,829,497	1,707,209	1,600,748
		内訳%	21.9%	21.1%	21.0%	20.4%

図3 その他の活動件数の推移(平成8~13年)

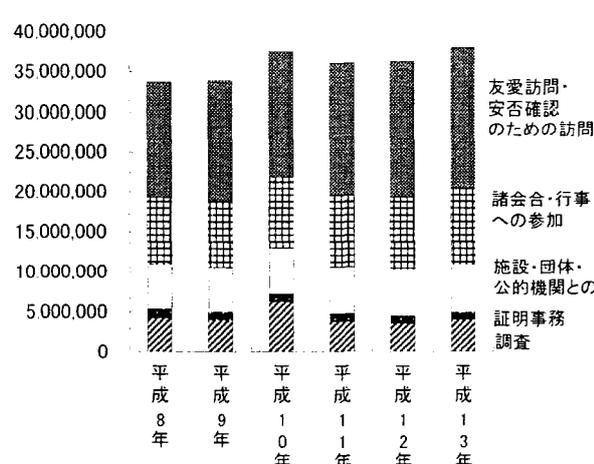


図4 その他の活動件数の推移(平成14~17年)

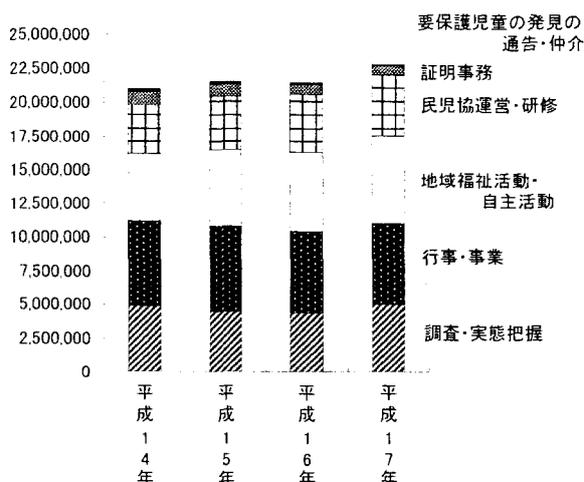


表4 その他の活動件数の推移

上段: 件数
下段: %

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
調査	4,239,312 12.6	3,981,390 11.8	6,192,480 16.5	3,783,949 10.5	3,553,186 9.8	4,005,092 10.6
証明事務	1,022,704 3.0	962,835 2.8	950,466 2.5	935,251 2.6	860,030 2.4	846,769 2.2
施設・団体・公的機関との連絡	5,657,544 16.8	5,647,211 16.7	5,838,152 15.6	5,885,585 16.3	5,802,919 16.0	6,080,847 16.0
諸会合・行事への参加	8,290,832 24.6	8,292,026 24.5	8,776,856 23.4	8,903,068 24.7	9,040,792 25.0	9,497,554 25.0
友愛訪問・安否確認のための訪問	14,453,776 43.0	14,989,822 44.3	15,706,940 41.9	16,507,061 45.8	16,962,591 46.8	17,527,111 46.2
合計	33,664,168 100.0	33,873,284 100.0	37,464,894 100.0	36,014,914 100.0	36,219,518 100.0	37,957,373 100.0

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	
その他の活動件数	調査・実態把握	件数 4,854,408	4,419,033	4,322,631	4,947,183	
		内訳%	23.1%	20.5%	20.2%	21.7%
	行事・事業	件数 6,297,266	6,329,433	6,041,340	5,990,021	
		内訳%	30.0%	29.4%	28.2%	26.3%
	地域福祉活動・自主活動	件数 4,979,240	5,693,341	5,903,898	6,579,185	
		内訳%	23.7%	26.5%	27.6%	28.9%
	民児協運営・研修	件数 3,607,601	3,938,513	4,303,846	4,451,676	
		内訳%	17.2%	18.3%	20.1%	19.5%
	証明事務	件数 1,005,002	902,532	699,699	677,520	
		内訳%	4.8%	4.2%	3.3%	3.0%
	要保護児童の発見の通告・仲介	件数 229,728	222,920	149,366	140,268	
		内訳%	1.1%	1.0%	0.7%	0.6%
	総数	件数 20,973,245	21,505,772	21,420,780	22,785,853	
		内訳%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	指数	100.0	102.5	99.6	106.4	
委員一人当たりの活動件数	件数 93.5	95.8	94.4	100.5		
	委員数 224,402	224,582	226,914	226,613		
	指数	100.0	102.5	101.0	105.0	

(2) 過去の周年活動強化方策

●制定年度と標題

昭和 42 (1967)年 5 月 12 日

制度創設 50 周年を期しての民生委員児童委員活動強化要綱

●基本的性格と民児協活動等

- 基本的性格の明確化
「自主性」「奉仕性」「地域性」
- 「活動の基本」体得
「社会調査」「相談助言」「資源の活用」「世帯票の整備、活動の記録と報告」
- 民生委員活動の基盤強化
 - (1) 民生委員協議会の組織活動の強化
 - (2) 社会福祉協議会の強化と地域福祉活動の推進

●重点活動

- (1) しあわせを高める運動の強化推進
- (2) 心配ごと相談所の普及充実
- (3) 社会福祉モニター活動の展開
- (4) 出かせぎ者、勤労青少年と家庭をむすぶ運動の展開
- (5) 子どもを事故から守る運動の展開
- (6) 共同募金運動の強化推進

●策定年度と標題

昭和 52 (1977)年 3 月 9 日

「これからの民生委員児童委員活動」—制度創設 60 周年を期しての活動強化方策—

●基本的性格と民児協活動等

- 民生委員の基本的性格とはたらき
民生委員の基本的性格
「自主性」「奉仕性」「地域性」
民生委員活動の三つの原則
「住民性」「継続性」「包括・総合性」
民生委員活動の五つのはたらき
「社会調査」「相談」「福祉サービス、情報提供」「連絡通報」「意見具申」
- 民生委員活動基盤強化
 - (1) 「民生委員の日」「民生委員児童委員活動強化週間」の制定実施
 - (2) 民生委員児童委員協議会組織の整備と活動強化
 - (3) 共同活動の積極的展開
 - (4) 研修の強化
 - (5) 財政と事務局体制の確立

●重点活動

- (1) 在宅福祉のための個別援助活動とネットワークの強化(個別活動の展開)
- (2) 福祉のまちづくり運動の促進(環境制度の改善整備)

●制定年度と標題

昭和 62 (1987)年 2 月 27 日

「21 世紀に向けての民生委員児童委員活動」—制度創設 70 周年を期しての活動強化方策—

●基本的性格と民児協活動等

- 民生委員の基本的性格とはたらき
民生委員の三つの基本的性格
「自主性」「奉仕性」「地域性」
民生委員活動の三つの原則
「住民性」「継続性」「包括・総合性」
民生委員活動の七つのはたらき
「社会調査」「相談」「情報提供」「連絡通報」「調整」「支援態勢づくり」「意見具申」
- 民生委員活動推進体制の充実強化
(1) 民生委員協議会の運営強化
(2) 共同活動の積極的展開
(3) 計画的・組織的活動の推進
(4) 社会福祉協議会との連携の強化
(5) 研修の強化
(6) 財政と事務局体制の確立

●重点活動

- (1) 個別援助活動の強化
- (2) 在宅援助のためのネットワークづくり
- (3) 福祉のまちづくりへの協力

●制定年度と標題

平成 9 (1997)年 4 月 21 日

「地域福祉の時代に求められる民生委員・児童委員活動」—活動強化方策—

●基本的性格と民児協活動等

- 活動展開のための視点
(1) 基本的人権の尊重
(2) 住民の福祉需要の把握
(3) 自らの活動の点検・評価
(4) 地域を基盤とした活動の展開
(5) 先駆的・先見的活動の展開
(6) 関係機関・施設・団体との連携・協働活動の推進
- 民生委員・児童委員の原則
民生委員・児童委員の基本姿勢
「社会的奉仕の精神」「基本的人権の尊重」「政党・政治的目的への地位利用の禁止」
民生委員・児童委員の三つの基本的性格
「自主性」「奉仕性」「地域性」
民生委員・児童委員の三つの原則
「住民性」「継続性」「包括・総合性」
民生委員・児童委員活動の七つのはたらき
「社会調査」「相談」「情報提供」「連絡通報」「調整」「生活支援」「意見具申」

●重点活動

- (1) 個別援助活動の強化
- (2) 在宅支援をすすめるネットワークづくり(見守りと支援のための連携体制)
- (3) 福祉のまちづくり
- (4) 子育て環境の整備、児童委員活動の推進
- (5) 協働活動の積極的展開
- (6) 民児協の機能強化

(3) 民生委員法

第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

第二条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第三条 民生委員は、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の区域にこれを置く。

第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の意見をきいて、これを定める。

第五条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴いてこれを行う。

第六条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会(特別区の議会を含む。以下同じ。)の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

第七条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないとき認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から二十日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、

当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

第八条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ二人以内を市町村長が委嘱する。

- 一 市町村の議会の議員
- 二 民生委員
- 三 社会福祉事業の実施に関係のある者
- 四 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- 五 教育に関係のある者
- 六 関係行政機関の職員
- 七 学識経験のある者

3 民生委員推薦会に委員長一人を置く。委員長は、委員の互選とする。

4 前三項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第九条 削除

第十条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、三年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十一条 民生委員が左の各号の一に該当する場合には、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。

- 一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 二 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- 三 民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 都道府県知事が前項の具申をするに当たつては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。

第十二条 前条第二項の場合において、地方社会福祉審議会は、審査をなすに際して、あらかじめ本人に対してその旨を通告しなければならない。

2 前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から二週間以内に、地方社会福祉審議会に対して意見を述べることができる。

3 前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、地方社会福祉審議会

は、その意見を聴いた後でなければ審査をなすことができない。

第十三条 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。

第十四条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 四 社会福祉を目的とする事業を經營する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第十五条 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第十六条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

- 2 前項の規定に違反した民生委員は、第十一条及び第十二条の規定に従い解嘱せられるものとする。

第十七条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。

- 2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。

第十八条 都道府県知事は、厚生労働大臣の定める基準に従い、民生委員の指導訓練に関して計画を樹立し、これを実施しなければならない。

第十九条 削除

第二十条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

- 2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

第二十一条から第二十三条まで 削除

第二十四条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
 - 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
 - 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
 - 四 必要な資料及び情報を集めること。
 - 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
 - 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。
- 2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。
 - 3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。
 - 4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

第二十五条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長一人を定めなければならない。

- 2 会長は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。
- 3 前二項に定めるもののほか、会長の任期その他会長に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十六条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。

第二十七条 削除

第二十八条 国庫は、第二十六条の規定により都道府県が負担した費用のうち、厚生労働大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。

第二十九条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下本条中「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下本条中「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第二十九条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(4) 児童福祉法

(第一章 第五節「児童委員」部分のみ抜粋)

第一章

第五節 児童委員

第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。

- ② 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- ④ 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によつて行う。

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- ② 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員(主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。)との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
 - ③ 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
 - ④ 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第十八条 市町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

② 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

③ 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。

④ 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

第十八条の二 都道府県知事は、厚生労働大臣の定める基準に従い、児童委員の研修に関して計画を作成し、これを実施しなければならない。

第十八条の三 この法律で定めるもののほか、児童委員に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

民生委員制度創設 90 周年 活動強化方策 策定委員（敬称略）

委員長 土方 源太 全民児連 理事（北海道）
委員 山本 喜彦 全民児連 評議員（富山県）
委員 越田 芳子 全民児連 評議員（石川県）
委員 真鍋 壽 全民児連 評議員（兵庫県）
委員 堀江 正俊 全民児連 理事（島根県）
委員 平石 強 全民児連 評議員（佐賀県）
委員 長谷川正義 全民児連 評議員（横浜市）
委員 金井 敏 高崎健康福祉大学 健康福祉学部 保健福祉学科 准教授
委員 山野 則子 大阪府立大学 人間社会学部 社会福祉学科 准教授
委員 中村美安子 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域福祉専門官
委員 高橋 洋一 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 育成環境課
児童環境づくり専門官（平成 17、18 年度 当時）
委員 斉藤 晴美 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 育成環境課
児童環境づくり専門官（平成 19 年度）
委員 井上 和江 高知県佐川町民生児童委員協議会 主任児童委員
委員 荻野 剛 東京都民生児童委員連合会
委員 新崎 盛信 沖縄県社会福祉協議会 総務部 主任

（起草委員会）

委員長 堀江 正俊 全民児連 理事（島根県）
副委員長 長谷川正義 全民児連 評議員（横浜市）
副委員長 金井 敏 高崎健康福祉大学 健康福祉学部 保健福祉学科 准教授
委員 山野 則子 大阪府立大学 人間社会学部 社会福祉学科 准教授
委員 中村美安子 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域福祉専門官
委員 高橋 洋一 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 育成環境課
児童環境づくり専門官（平成 17、18 年度 当時）
委員 斉藤 晴美 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 育成環境課
児童環境づくり専門官（平成 19 年度）
委員 井上 和江 高知県佐川町民生児童委員協議会 主任児童委員
委員 荻野 剛 東京都民生児童委員連合会 主任

（平成 19 年 7 月現在）

平成 19 年 8 月 28 日

UR 都市機構

孤独死に関する対策等について

1 孤独死の定義

孤独死とは、「病死又は変死」事故の一態様で、死亡時に単身居住している賃借人が、誰にも看取られることなく、賃貸住宅内で死亡した事故をいい、自殺又は他殺を除く。

2 孤独死の発生件数

別添のとおり（平成 11 年度以降統計収集）

3 地域における高齢者の見守り活動

(1) 団地自治会との定期協議（連携研究会）

(2) 団地自治会と連携した地域における高齢者見守り活動

① 安心登録カード

② 安心コール

③ ごみ出しサービス

(3) 主な課題

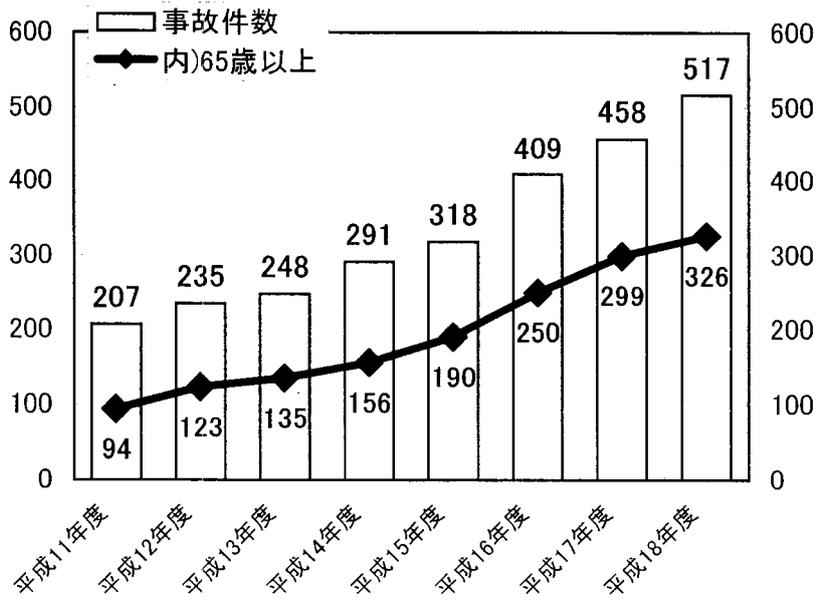
① 提供するサービスは、希望者のみを対象とする手上げ方式であるため、孤独死対策としては十分に機能していない。

② 個人情報保護法により情報取得が困難となっていることが、団地自治会よる主体的な地域活動の展開を阻む。

以 上

住戸内死亡事故発生件数

	事故件数		
		内)65歳以上	%
平成11年度	207	94	45%
平成12年度	235	123	52%
平成13年度	248	135	54%
平成14年度	291	156	54%
平成15年度	318	190	60%
平成16年度	409	250	61%
平成17年度	458	299	65%
平成18年度	517	326	63%
H11～H18合計	2,683	1,573	59%

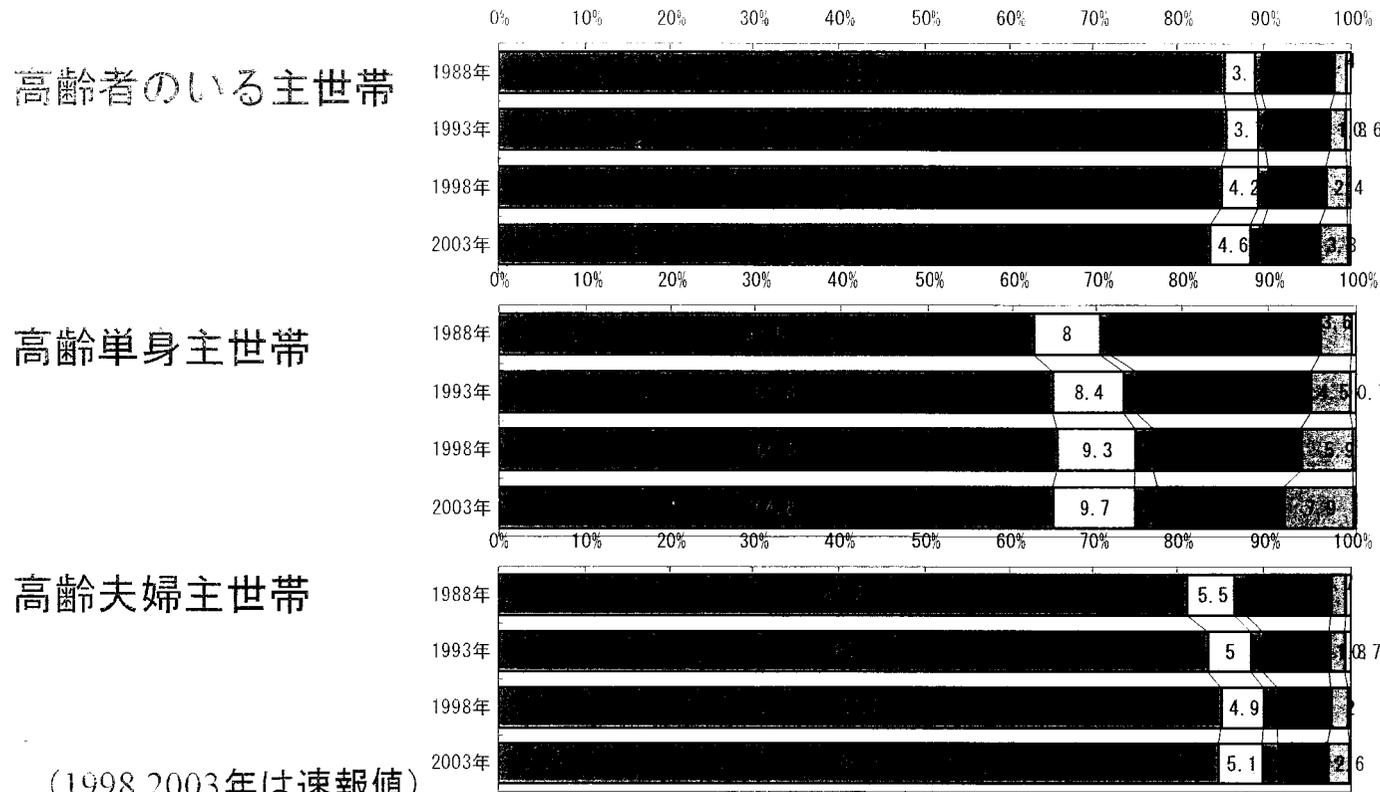


一人でも安心して暮らせる
 コミュニティづくり
 「見守り」の必要性と重要性
 園田真理子(明治大学)

高齢単身者の1/3は借家居住

- ほとんどの高齢者のいる世帯は持家居住
- ただし、高齢単身主世帯は借家居住が約1/3 →「希薄な地域との繋がり」

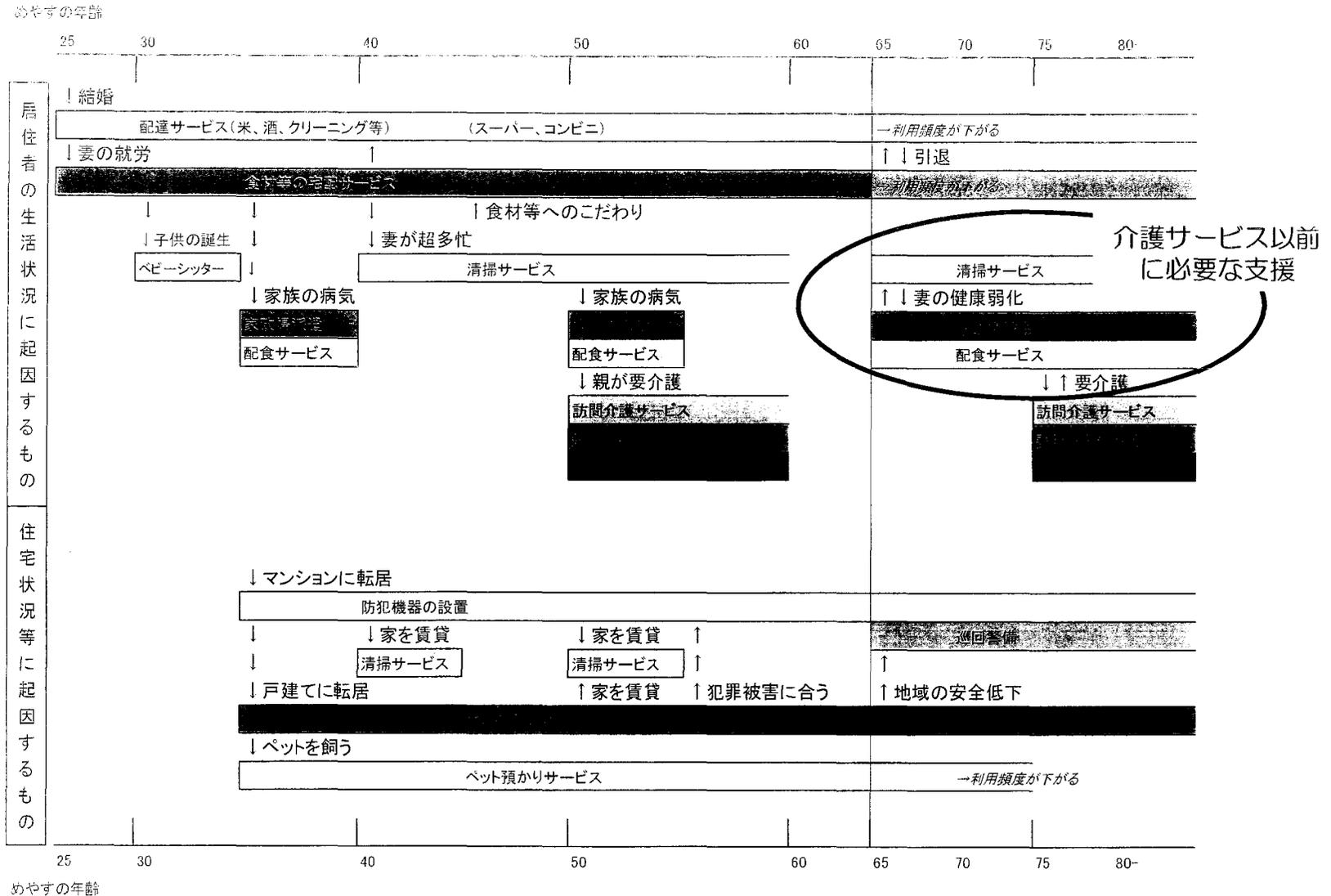
□持家 □公営借家 □公団・公社借家 ■民営借家(木造) □民営借家(非木造) □給与住宅



(1998,2003年は速報値)

一人でも安心して暮らせる
 コミュニティづくり
 「見守り」の必要性と重要性

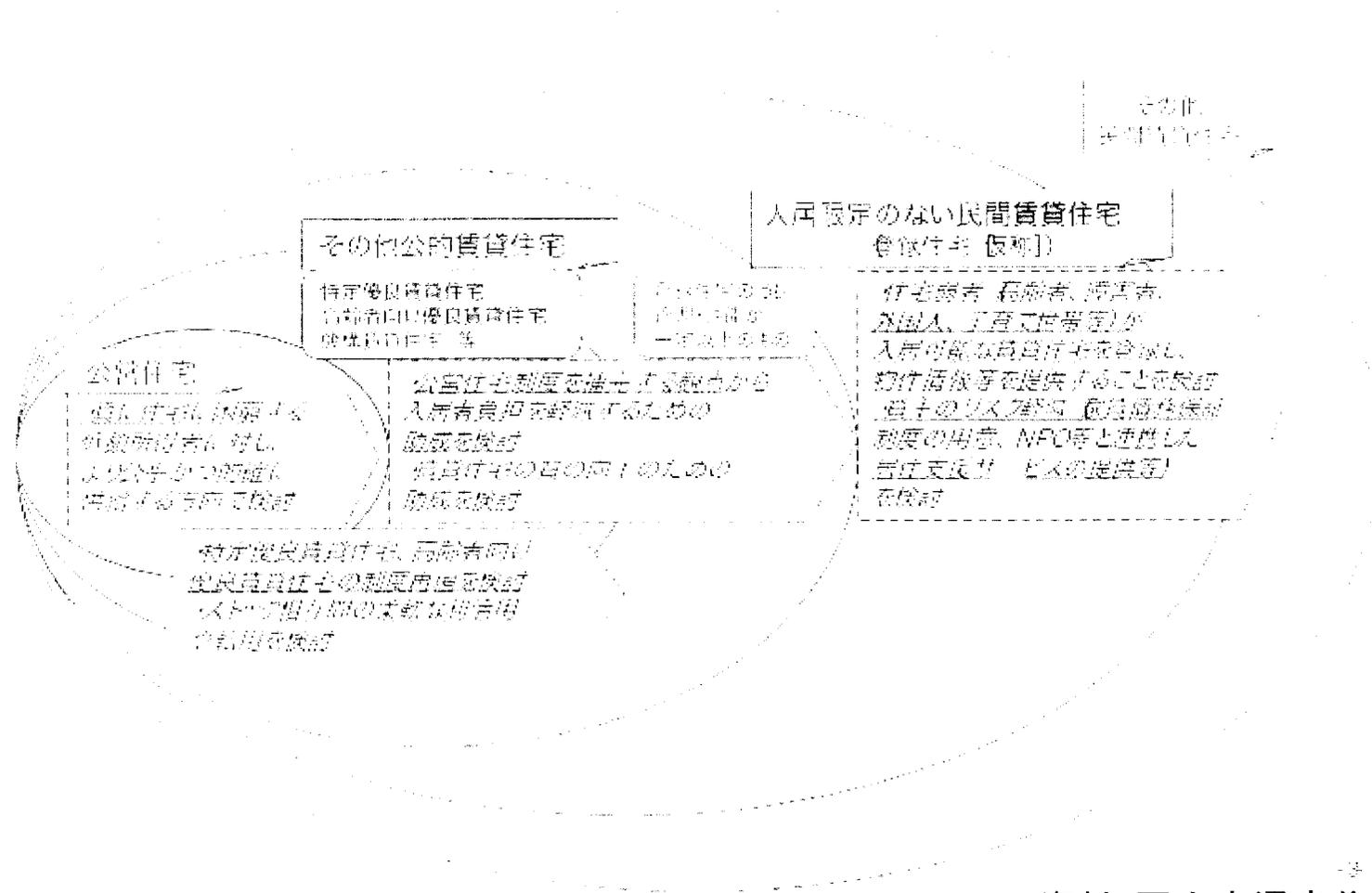
ライフイベントと必要な居住支援サービス



住宅セーフティネットの構築のイメージ

一人でも安心して暮らせる
コミュニティづくり
「見守り」の必要性和重要性

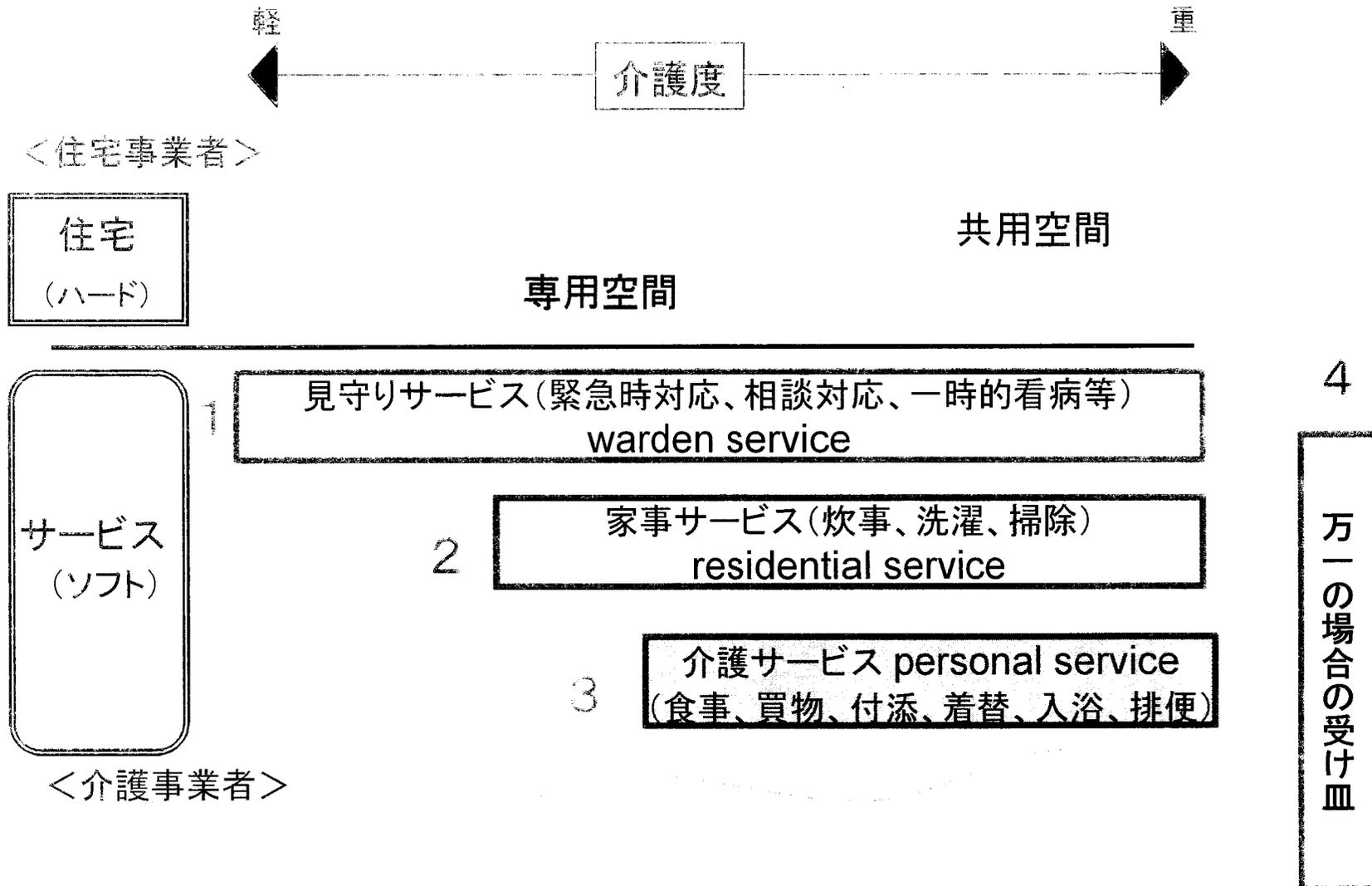
重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築



資料：国土交通省住宅局

一人でも安心して暮らせる
コミュニティづくり
「見守り」の必要性和重要性

(参考) 高齢者住宅に必要なサービスの要素



サービスシステムの必要条件

- 必要条件1: 見守りサービス機能の確立

 - LSA配置、御用聞き型

 - スタッフ配置、駐在型

- 必要条件2: 家事サービス機能の確立

 - 食事サービスなし

 - 食事サービスあり

- 必要条件3: 介護サービスの提供

 - LSA配置、御用聞き型

 - 24時間スタッフ常駐型

 - 介護保険との関係整理

 - 介護保険ではカバーしきれないサービスの提供体制(上乘せ、横だしサービス)

- 必要条件4: 万一の受け皿を準備

 - 心身弱化が進んだ場合の対応策がないと事業としては成立し難い

 - 母体施設連携型

 - 医療法人母体型

 - 社会福祉法人母体型

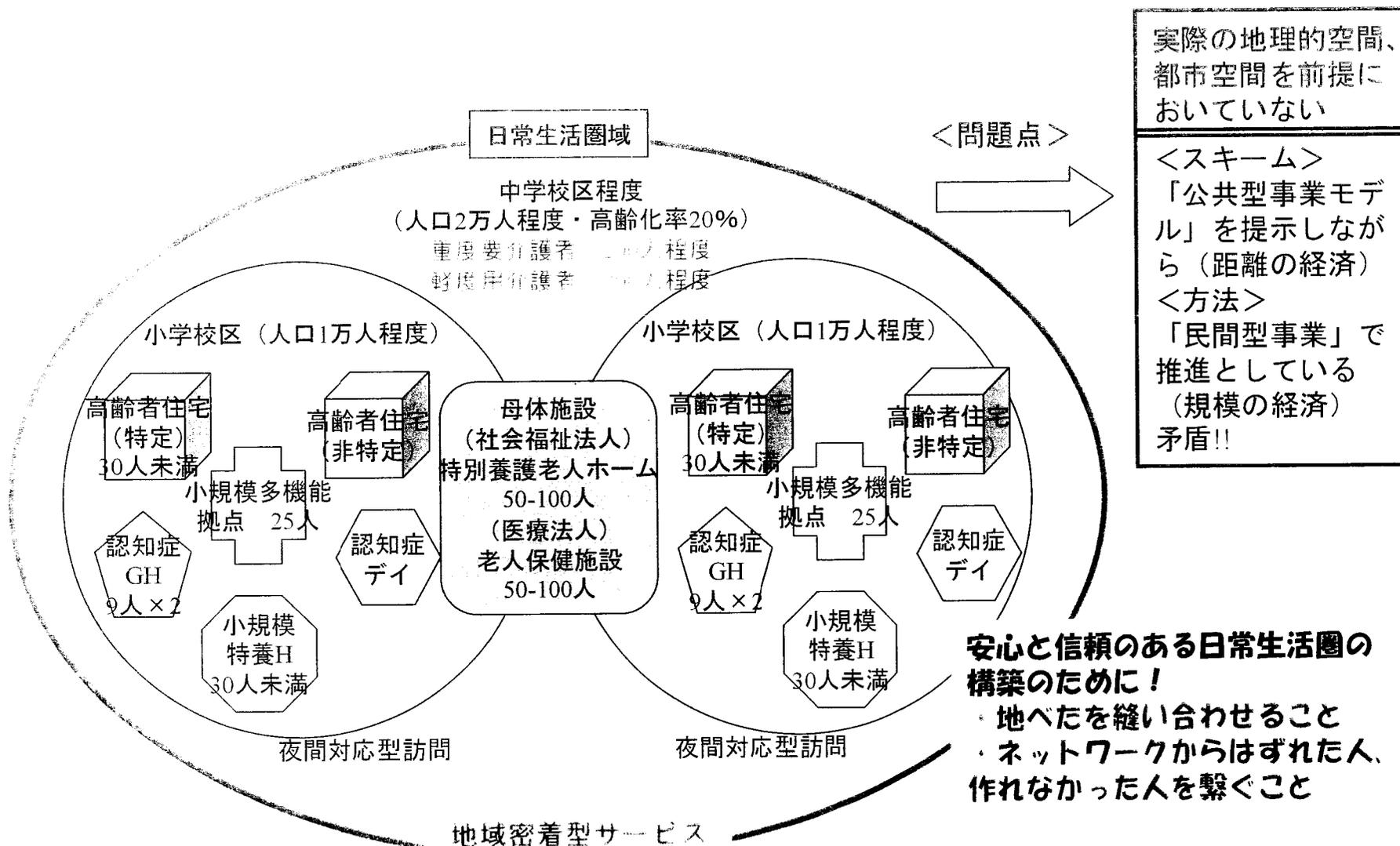
 - 高齢者住宅の組合せ型

 - 営利企業ベース

日常生活圏域の重要性

一人でも安心して暮らせる
コミュニティづくり
「見守り」の必要性と重要性

福祉分野からの提案（改正介護保険法以降）



小地域ネットワーク活動

小地域を単位として要援護者一人ひとりを対象とした、住民による見守りと援助の活動

機能

- 人間関係づくり（単なる見守りではない）
- 緊急対応
- 生活支援
- 相談機能→連絡調整
- 見守りを望まない人への見守り

ふれあい・いきいきサロン

利用者もボランティアも一緒に楽しい時を過ごす、出入り自由の場。高齢者、知的障害者、精神障害者、子育て家庭

機能

- 人間関係づくり→地域でも（知り合いの知り合い）
- 見守り→地域でも（来ない場合は訪問）
- 相談機能→連絡調整
- 来ない人への注目（見守り）

1524社協(71.4%)で取り組み
37,173カ所
高齢者 30,604カ所
子育て家庭 3,030カ所
精神障害 115カ所

小地域ネットワーク K市の事例

